

○総務省
財務省 令第四号

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の廃止に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（平成十六年^{総務省}財務省 令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務」を「機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」に改め、各号を削る。

附則第三条中「前条各号に掲げる」を「前条に規定する」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」を削る。

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年^{総務省}財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「及び機構法附則第九条第三項に規定する業務」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。